

令和4年度 佐倉市学校施設開放利用に関する手引き（1期分）

学校開放とは

学校開放は学校教育法第137条、社会教育法第44条及びスポーツ基本法第13条の規定に基づいて、**学校教育に支障がない範囲**で、佐倉市教育委員会の所管する学校の施設を、市民のスポーツ及びレクリエーション活動等（専ら営利を目的とするもの等を除く）の場として開放することにより、市民の健康増進、情操の涵養及び教養の向上を図ることを目的としています。

学校開放の種類

- ◎**スポーツ開放** 小中学校の体育館及び校庭を開放します。
- ◎**遊び場開放** 小学校の校庭を開放します。
- ◎**その他開放** 小中学校の校庭、体育館及び教室等を開放します。

学校開放の利用条件

- ◎**体育館・校庭** 佐倉市内に在住、在勤又は在学する者が**10人以上**で構成し、かつ、監督者（当該団体の責任者として安全かつ適正な利用を統括する者をいう。）としての**成人が含まれている団体**であること
- ◎**校庭の遊び場** 佐倉市内に在住、在勤又は在学する個人であること
- ◎**ミーティングルーム・教室等** 佐倉市内に、在住在勤又は在学する者が**5人以上**で構成し、かつ、監督者としての**成人が含まれている団体**であること

学校開放日及び利用時間（開放時間には、準備・片付けを含みます）

施設	開放する月	開放する日	開放する時間
校庭	3月から10月まで	土・日曜日、休日、長期休業日	午前9時から午後5時まで
	11月から翌年2月まで		午前9時から午後4時まで
体育館	4月から翌年3月まで	土・日曜日、休日、長期休業日	午前9時から 午後9時 まで
		平日	午後5時から 午後9時 まで

※ 12月28日から翌年1月3日までは、開放しません。その他詳細については、学校へ確認をお願いします。

学校開放の申請手順

- ◎**現在利用している学校を継続して利用する場合**
 - ① 年度当初に、「申請書」、「団体登録書」2部、「宣誓書」を学校へ提出（様式は、市HPからもダウンロード可）
 - ② 以降、「8月－11月」分、「12月－翌年3月」分ごとに、「申請書」を学校へ提出
- ◎**年に1回程度不定期に利用する場合**

事前に利用を希望する学校へ利用状況を問い合わせのうえ、利用日時が決まれば、「申請書」等を学校へ提出
新規に利用を希望される場合には、社会教育課への別途登録手続きが必要になります。

学校開放を利用する際の注意事項

- 施設開放は、学校や近隣住民の方々に、迷惑をかけずに利用することが基本となります。
- 施設の利用にあたっては、以下の遵守事項及び申請書記載の注意事項を守り、十分ご理解のうえ、利用してください。
- ◎ 利用に際しては、必ず監督者としての成人が参加すること
 - ◎ グラウンド内には、自動車・バイク・自転車の乗り入れを禁止する。指定の場所へ駐車・駐輪すること
なお、駐車場については、マナーを守り、乗り合わせ等を行い、台数を減らすようにすること
 - ◎ 施設内に、犬・猫等のペットを連れてこないこと
 - ◎ 許可された場所以外には、立ち入らないこと。また、自分たちで出したゴミは、必ず持ち帰ること
 - ◎ 利用を中止する場合は、必ず、事前に学校及び管理指導員へ連絡すること

その他

- ◎ 学校行事や行政利用が優先となりますので、急に利用できない日もあります。
- ◎ 同一校で、他団体と日時が重なった場合、時間を変更するか、学校を変更していただく場合もあります。
- ◎ 学校での申請窓口は、教頭となります。学校へ連絡の際は、朝礼や授業などの時間に配慮してください。

問い合わせ 佐倉市教育委員会 教育部 社会教育課

TEL 043-484-6189

FAX 043-486-9401